

第3章

全体構想

- 1 目指す街の姿と街づくりの目標
- 2 将来都市構造
- 3 分野別街づくり方針
 - 3-1 土地利用の方針
 - 3-2 道路・交通の方針
 - 3-3 防災・防犯の方針
 - 3-4 環境・みどりの方針
 - 3-5 景観・文化の方針
 - 3-6 産業・観光の方針
 - 3-7 住宅・住環境の方針

1 目指す街の姿と街づくりの目標

1-1. 目指す街の姿

都市計画マスタープランは、20年先の都市の将来像を見据えた都市整備の方向性、方針などの基本的な考え方をまとめた長期的な計画です。

近年、少子高齢化の更なる進展や地球規模での環境問題の深刻化、さらには、人々の価値観やライフスタイルの多様化、経済的な豊かさや市場競争の追求など、私たちを取り巻く社会情勢は急激に変化しています。

街づくりの面では、都市基盤となる道路や交通体系の整備並びに駅前再開発などが進む中で、生活の質の向上や自然とのふれあいの回復、人と人との心のふれあいなどを追求することによる安定・成熟した都市型社会の形成が求められています。

区では、こうした変化を踏まえて、基本構想の将来像である『幸福実感都市 あらかわ』の実現に向けて、「水とみどりと心ふれあう街 あらかわ」を目指します。

荒川区の成り立ちは、隅田川の流れに沿った地域で多くの人々が暮らしを営み、下町的な街並みと心と心のふれあいをはぐくんできたことから生み出されたものです。

隅田川の水辺と豊かなみどりにふれあえる街、そして心と心のふれあいを大切する街を今後も守り育て、次世代に自信を持って引き継いでいける街とすることを目指すものです。

目指す街の姿

「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて

～ 水とみどりと心ふれあう街 あらかわ ～

を目指します

1-2 街づくりの目標

目指す街の姿の実現のため、次の目標を掲げます。

■ 安全で安心して暮らせる街づくり

- 市街地における適正な土地利用の誘導により、住商工が調和した暮らしやすい街を目指します。
- 地震や火災・水害などの災害に強い街の実現と防犯性の向上により、安全で安心な街を目指します。
- 建物や道路のバリアフリー化などユニバーサルデザインの推進により、人にやさしい街を目指します。
- 下町的な街並みを生かした安全でうるおいのある住環境の形成と良質な住宅の普及を目指します。

■ 快適でうるおいのある街づくり

- 交通ネットワークの充実や道路の整備促進により、便利で快適な街を目指します。
- 水とみどりと花のネットワークの形成により、うるおいのある街を目指します。
- 歴史や文化の保全と新たな景観の創出により、魅力ある街を目指します。
- 建物の省エネルギー化や新エネルギーの導入、緑化などによる環境への配慮により、地域にも地球にもやさしい街を目指します。

■ にぎわいと活力のある街づくり

- 拠点地域における商業機能の集積や商店街の魅力ある街区形成などにより、にぎわいのある街を目指します。
- 地域に根ざした工場の操業が維持できる環境の整備により、活力ある街を目指します。
- 地域の人々が集い、交流できる都市空間や施設の整備により、ふれあいのある街を目指します。
- 隅田川や都電荒川線など地域資源を生かした街づくりにより、人々が訪れたい街を目指します。

2 将来都市構造

目指す街の姿を実現するため、都市施設の配置や都市機能の充実など、荒川区全体の街づくりにおける基本的な骨格の考え方を将来都市構造として以下に示します。

将来都市構造では、にぎわいや活力を生み出すための「拠点」、地域間の連携の下で構成する広域的な「軸」、良好な市街地環境を創出するための「ゾーン」を形成することにより、区民生活や経済活動を支える良好な都市環境の実現と都市機能の充実を目指します。

【拠点の形成】

荒川区内の主要な交通結節点となる駅周辺を中心とした都市の顔となる地区を『拠点』として位置付けます。土地利用の高度化や都市機能の集積を誘導するとともに、魅力ある市街地空間づくりを図ることにより、区民生活をはじめとする多様な都市活動の中心となる地区を形成します。

『拠点』のうち、主に区外の拠点と幅広く連携し、多様な都市活動の中心となる地区を『広域拠点』、主に区内における区民生活の中心となる地区を『生活拠点』として位置付けます。

『広域拠点』

- 日 暮 里 拠 点：日暮里駅、西日暮里駅及び三河島駅周辺を中心とする地区において、区内最大の交通結節点としての利便性の高さを生かしながら、商業・業務機能をはじめとする多様な都市機能が集積した、国内外から人々が訪れる広域拠点
- 南 千 住 拠 点：南千住駅周辺を中心とする地区において、川の手開放感あふれる空間の中で、高度に集積する住宅、魅力ある商業施設、歴史・文化資源などが調和する、活力と魅力にあふれた広域拠点

『生活拠点』

- 荒川・町屋拠点：町屋駅周辺を中心とする地区において、駅周辺や幹線道路沿道などの商業施設によるにぎわい、各種公共施設などによる行政・文化機能などを生かして、区民の生活や交流の核となる活気にあふれた生活拠点
- 尾 久 拠 点：熊野前駅周辺を中心とする地区において、駅周辺の商業環境の充実や良好な住環境の形成を図りながら、水辺の大規模公園や教育・文化施設などの地域資源を生かした、うるおいのある落ち着いた街並みの生活拠点

【軸の形成】

荒川区内の特徴的な地域資源が連なる一帯を『軸』として位置付け、周辺区と連携して地域資源などの連続性の確保や周辺と調和した街並みの形成などを行うことにより、区の魅力づくりや活性化の中心となる地域を形成します。

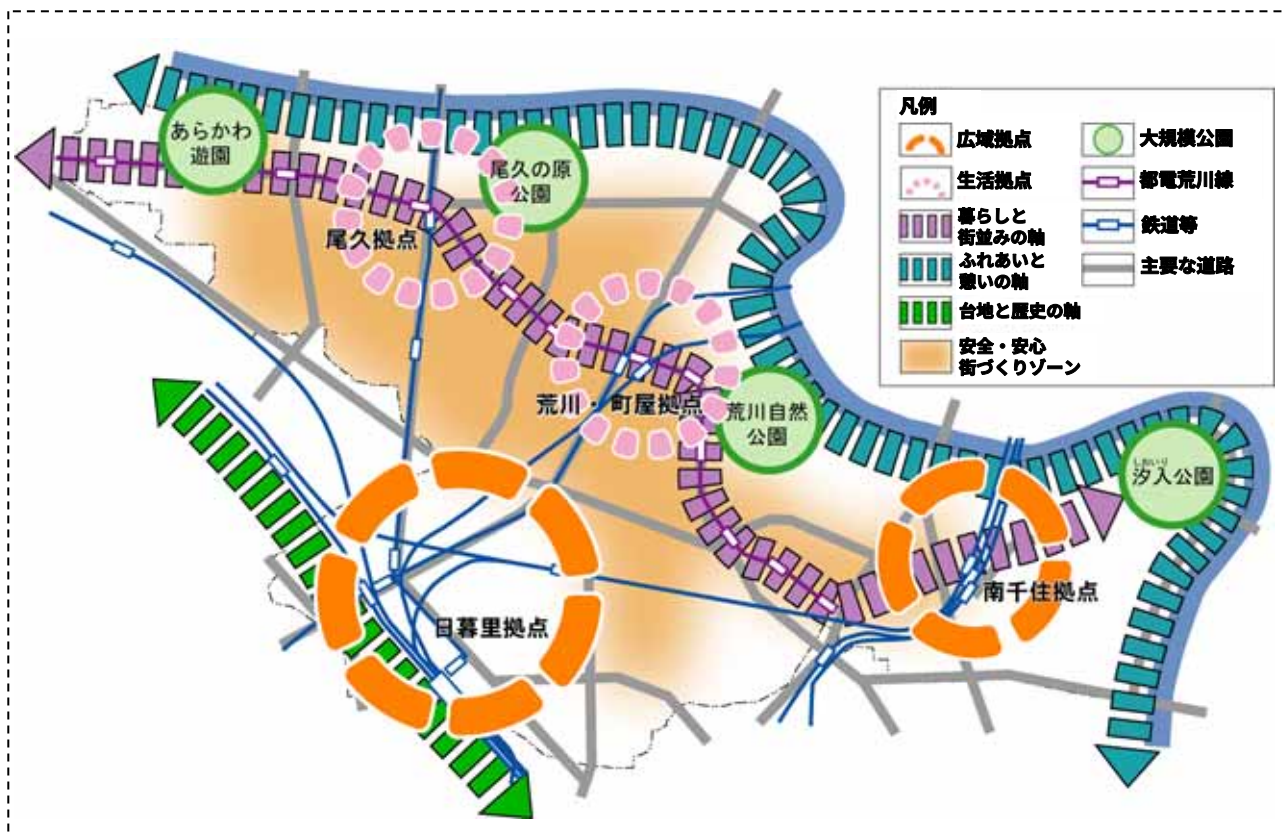
- **暮らしと街並みの軸**：都電荒川線沿線などの魅力ある市街地やみどりを中心に、うるおいやにぎわいにあふれ、便利で豊かな区民の暮らしを支える軸
- **ふれあいと憩いの軸**：隅田川沿岸を中心に、開放感があり水辺に親しめるみどり豊かな軸
- **台地と歴史の軸**：日暮里の台地を中心に、特徴的な地形と地域の歴史をはぐくむ軸

【ゾーンの形成】

荒川区の市街地には、建物の構造や密集度、道路条件、避難しやすさなどの面で、改善を要する地域が広範囲に広がっています。そこで、安全性、防災性の向上を目指すべき地域を、面的な広がりを持つ『安全・安心街づくりゾーン』として位置付け、良好な市街地環境の形成を目指します。

- **安全・安心街づくりゾーン**：木造密集市街地など、災害に強い街づくりを早期に推進する必要性が高い地域で、積極的な取組を総合的に展開することにより、安全・安心な市街地環境を重点的に形成するゾーン

将来都市構造図



3 分野別街づくり方針

将来の都市像の実現に向けて、街づくりの目標や将来都市構造に基づき、総合的・体系的に街づくりを推進するために、分野別街づくり方針を以下に示します。

分野別街づくり方針は、荒川区の街づくりの現状と課題を踏まえ、「目指す街の姿」と「街づくりの目標」を計画的・体系的に取り組んでいくため、七つの柱を設定します。

3 分野別街づくり方針

3-1 土地利用の方針

3-2 道路・交通の方針

3-3 防災・防犯の方針

3-4 環境・みどりの方針

3-5 景観・文化の方針

3-6 産業・観光の方針

3-7 住宅・住環境の方針

3-1 土地利用の方針

荒川区は、住宅や商店、工場などが混在する下町的な低層市街地及びそこではぐくまれた地域コミュニティ、そして交通利便性の良さなどによる、落ち着いた趣きのある暮らしやすい街を特徴としています。区では、この特徴を生かしつつ、将来都市構造の「拠点」「軸」「ゾーン」の位置付けに即した土地利用を目指します。

都市計画で定めている用途地域では、区内の約6割が準工業地域に指定されています。

準工業地域は、住宅のほか、工場、商業施設、倉庫、学校、病院など、ほとんどの用途の建物を建築することが可能な地域ですが、近年、産業構造の変化などによる商工業の減少や工場跡地におけるマンション建設などにより住宅地化が進んできました。

このため、区では準工業地域における建物高さの秩序付けや用途制限などにより、突出した高層建物や住環境に影響を与える土地利用を制限するための取組を目指します。

<1> 適切な土地利用の誘導と都市機能の充実やみどりの配置などにより、良好な市街地の形成を図ります

- 荒川区における良好な地域コミュニティなどの特性を生かしつつ、住商工が共存する複合市街地や下町的な家並みを有する低層市街地などの良好な住環境の保全に取り組めます。
- 木造密集市街地における道路、公園などの基盤整備や建物の更新などによる防火性や耐震性の向上及び建物高さの秩序付けなどにより、低層市街地の安全性の向上と住環境の保全に取り組めます。
- 日暮里駅、西日暮里駅、南千住駅、町屋駅、三河島駅周辺などの商業地は、商業・業務機能をはじめとする多様な都市機能が集積し、人々が集い憩う、魅力とにぎわいのある拠点として整備を推進します。
- 都電荒川線のバラと沿道のにぎわい、隅田川沿岸のみどり豊かな水辺、日暮里台地のみどりや歴史的な寺社など、区内の連なりを有する特徴的な地域資源を保全、形成していくため、土地利用を誘導します。
- 広域避難場所周辺及び避難道路沿道の不燃化・耐震化の促進により、災害に強く安全な市街地の形成を目指した土地利用を推進します。
- 都電荒川線や隅田川、日暮里台地、あらかわ遊園などが所在する区の特性と、寺社などの歴史・文化資源が点在する地域の魅力を生かした市街地環境の創出を図ります。
- 地区における身近な街並み景観の形成や建物高さの秩序付けなど、住民が主体となって進める街づくりを地区計画制度の活用などにより推進します。

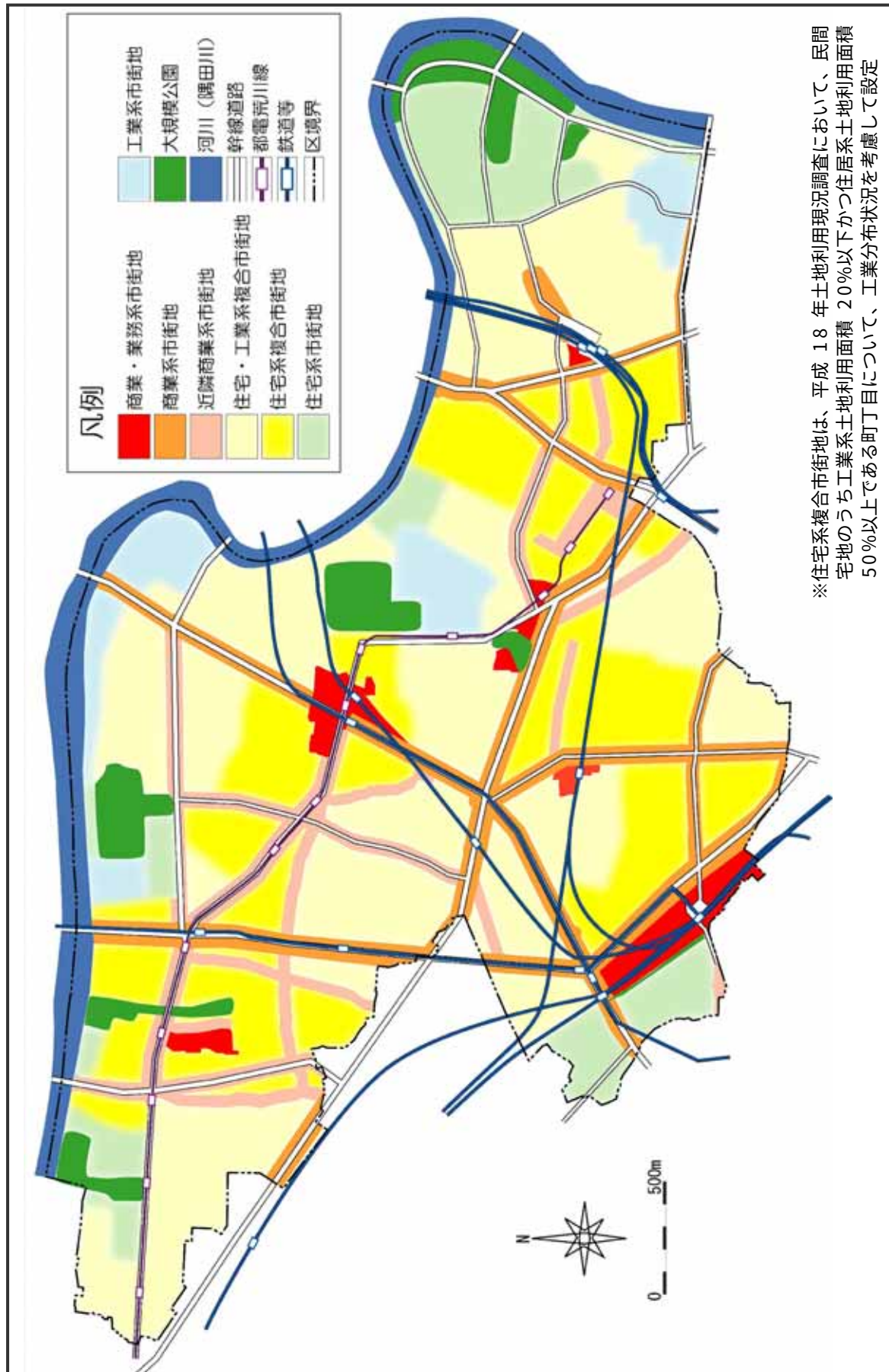
<2> 地域の特性や目指すべき方向性に合わせた土地利用の更新・誘導を図ります

○現在の土地利用状況などを踏まえ、地域の特性に合わせた将来の荒川区の土地利用の分類を以下のように設定し、その更新・誘導を図ります。

【土地利用の分類】

①商業・業務系市街地	人や物、情報の集まる駅周辺市街地においては、交通結節点にふさわしい交通機能の整備や都市基盤の充実を進めながら、商業・業務機能を中心に、居住機能や文化・交流機能などの多様な都市機能の集積した市街地を形成する。
②商業系市街地	主要な幹線道路の沿道においては、隣接する市街地の環境に配慮しつつ、延焼遮断帯としての機能も踏まえた土地の高度利用を図り、商業・業務施設や住宅の共存する市街地を形成する。
③近隣商業系市街地	沿道型の近隣商業地においては、生活に密着した身近な商店を中心としたにぎわいのある商店街の形成を誘導し、商業施設と周辺の住宅が共存する市街地を形成する。
④住宅・工業系複合市街地	住宅と工場などが混在する市街地においては、工場などの産業系施設の操業環境の維持・向上を図りながら、併せて住環境の向上を推進し、住宅と工業系施設の共存する市街地を形成する。
⑤住宅系複合市街地	住宅と工場などが混在しつつ住宅地としての性格が強まっている市街地においては、住宅と工場などの共存を図りながらも、将来の住宅地への移行を視野に入れて、住宅主体の市街地を形成する。
⑥住宅系市街地	住宅を中心とした市街地においては、地域の特性に応じた建物用途や高さを誘導し、良好な住環境のはぐくまれた市街地を形成する。
⑦工業系市街地	主に工場などが立地する市街地においては、工業系土地利用の維持や操業環境の充実を図り、工業を主体とした市街地を形成する。
⑧大規模公園	大規模な公園・緑地においては、市街地における貴重なオープンスペースやみどりの空間としての充実を図り、周辺と一体となったうるおいのある市街地を形成する。

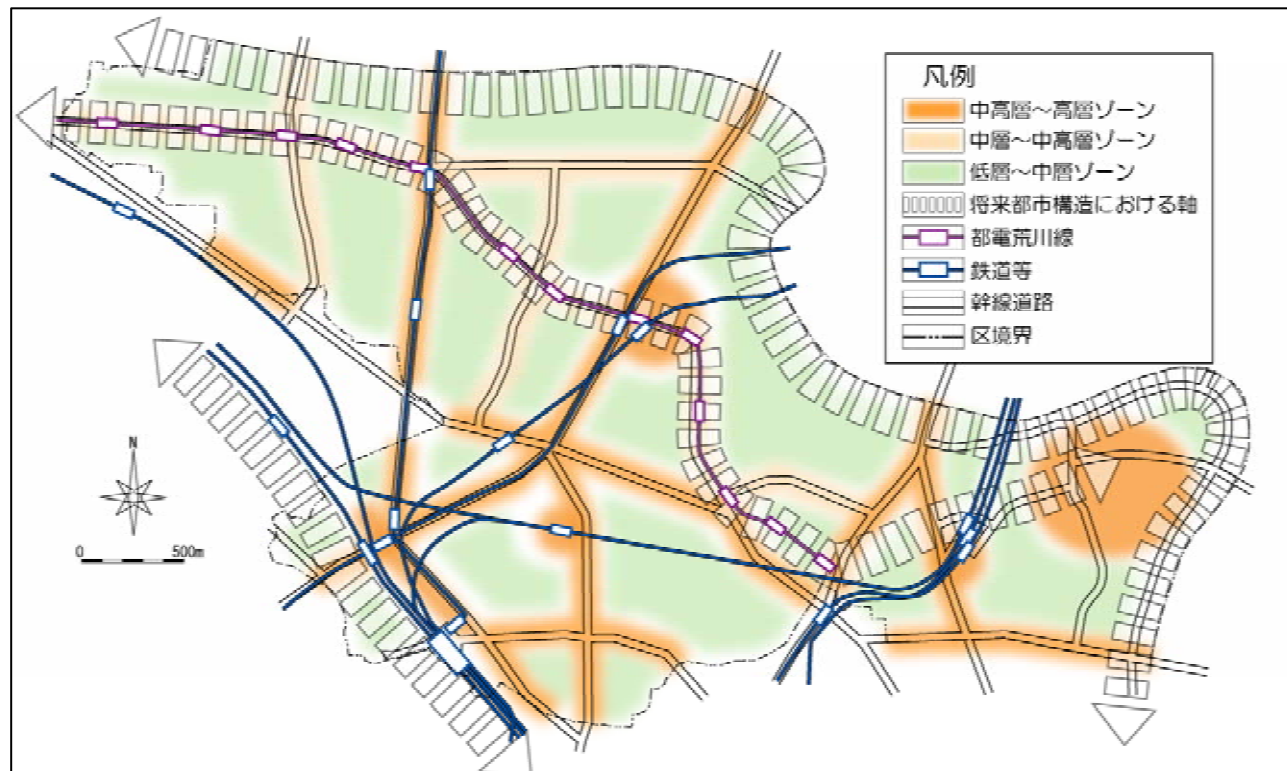
土地利用方針図



<3> 調和のとれた市街地環境や街並みを目指して、建物の高さの秩序付けを図ります

- 駅周辺や幹線道路沿道、木造密集市街地などの地域の特性と、容積率の指定状況に応じた建物の高さの秩序付けを行い、良好な市街地環境や街並みの形成を推進します。
- 都電荒川線沿線の「暮らしと街並みの軸」においては、沿道各地区の特性と景観上の重要性を考慮して高さの設定を検討していきます。
- 地域住民総意の下で建物高さを規制できる地区計画などによる地区レベルの個別規制を積極的に活用します。
- 大規模な中高層建物の建築に当たっては、周辺の市街地環境への影響に配慮するように誘導を図ります。

高さ制限方針図



中高層～高層ゾーン：主要駅周辺の商業・業務系市街地や、再開発により整備された白鬚西地区、幹線道路沿道の商業系市街地など、土地の高度利用が望まれる地区

中層～中高層ゾーン：幹線道路沿道の近隣商業系市街地など、指定容積率などを勘案した高さ制限を導入し、調和のとれた街並みの形成と、一定程度の土地の高度利用が望まれる地区

低層～中層ゾーン：主に住宅・工業系複合市街地や住宅系複合市街地など、突出する高さの建物について規制し、調和のとれた市街地環境や街並みの形成が望まれる地区

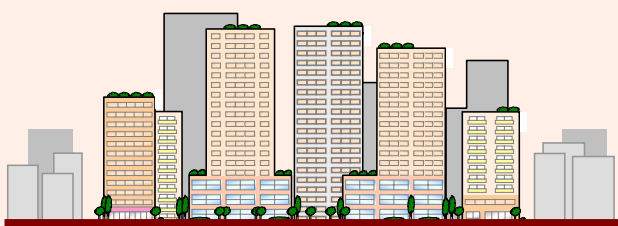
＊将来都市構造における軸（「暮らしと街並みの軸」「ふれあいと憩いの軸」「台地と歴史の軸」）は、将来都市構造の位置付けに即した高さの制限を導入する地区とする。

＊駅周辺などの活性化及び都市機能の集積を目的とした市街地再開発事業における高度利用地区の指定地域は、高さ制限の対象地域から除外する。

高さ制限のゾーニングごとの市街地イメージ

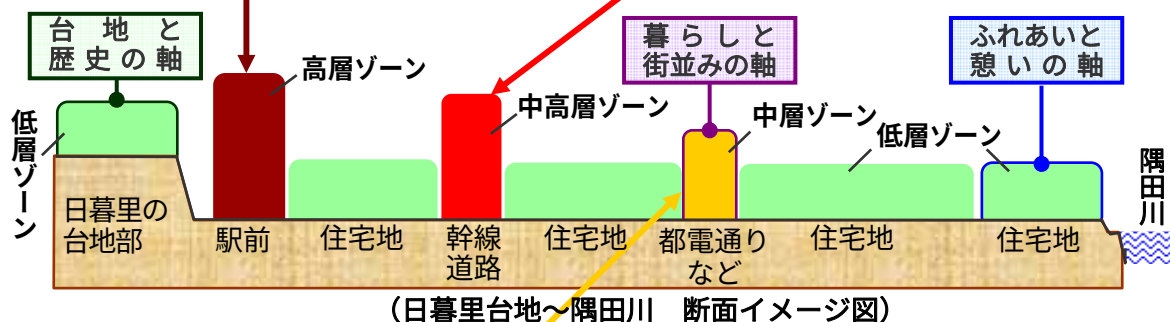
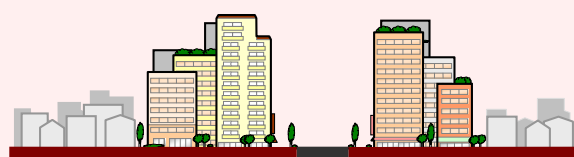
高層ゾーンのイメージ

- 「高層ゾーン」の高さ制限に即した秩序ある適正な土地利用を図る。
- 主要駅周辺の商業・業務系市街地では、商業・業務機能を中心に、居住機能や文化・交流機能などの多様な都市機能の集積したにぎわいのある市街地を形成する。
- 敷地を積極的に緑化するとともに、歩行者に配慮したゆとりある空間とする。



中高層ゾーンのイメージ

- 「中高層ゾーン」の高さ制限に即した秩序ある適正な土地利用を図る。
- 商業系市街地における幹線道路沿道の低層階は、商業施設の設置を誘導し、住宅と共存するにぎわいのある市街地を形成する。
- 道路境界から建物をセットバックし、敷地を積極的に緑化するとともに、歩行者に配慮したゆとりある空間とする。



中層ゾーンのイメージ

- 「中層ゾーン」の高さ制限に即した調和のとれた街並みの形成を図る。
- 身近な商店を中心とした近隣商業系市街地では、にぎわいのある商店街の形成を誘導し、商業施設と周辺住宅が共存する市街地を形成する。
- 店舗や商店街の連続性の確保や商業施設の土地利用を促進する。また、歩行者が利用しやすい街路整備を図る。



低層ゾーンのイメージ

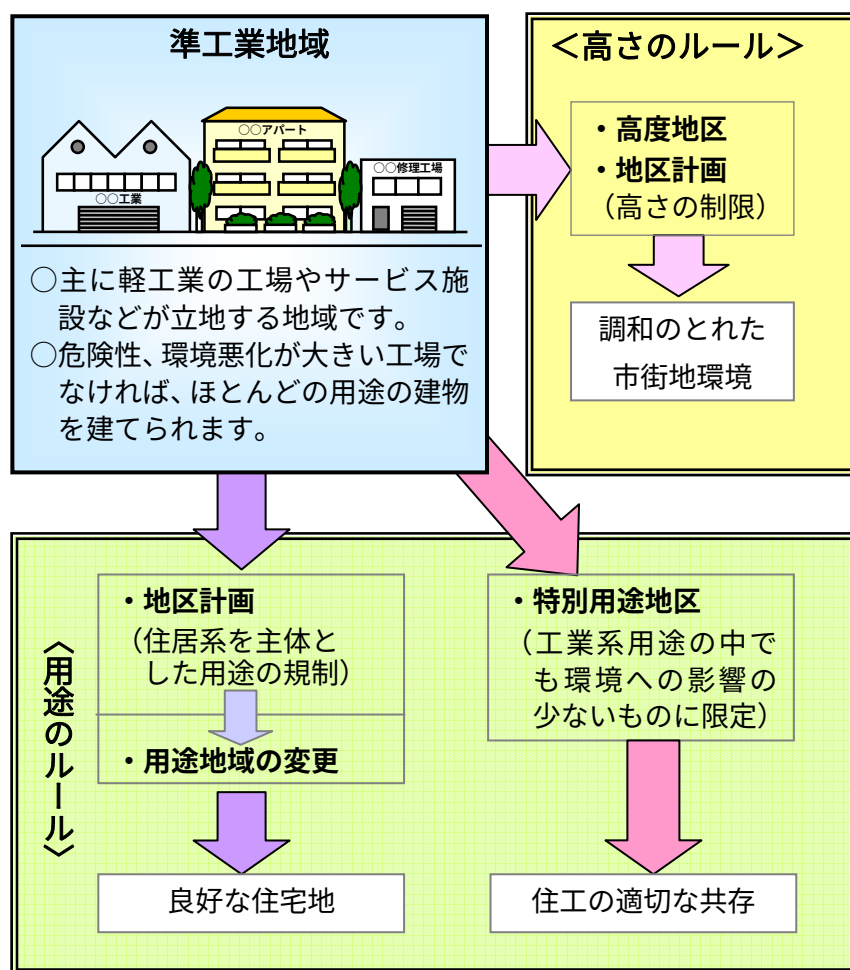
- 「低層ゾーン」の高さ制限に即した調和のとれた市街地環境や街並みの形成を図る。
- 住宅・工業系複合市街地では、工場などの操業環境の維持及び住環境の向上を図り、住宅と工場系施設の共存する市街地を形成する。
- 住宅系複合市街地では、住宅と工場などの共存を図りながらも、住宅主体の土地利用を図る。
- 生活道路の拡幅整備や公園、防災広場などのオープンスペースの整備を推進し、建物の不燃化や耐震化を促進する。
- オープンスペースには、緑化を推進し、うるおいのある住環境の形成を図る。



<4> 準工業地域の将来に向けた適切な土地利用の誘導を図ります

- 住宅地化の進行が著しい準工業地域においては、住宅、工場などの現況に即して高度地区の指定による高さの制限や特別用途地区の指定による建物用途の制限などにより、住宅系用途地域への変更を視野に入れた良好な住環境を目指します。
- 工業系用途の維持・増進を図るべき地区では、土地利用の実態や動向に応じて、住宅と工場の良好な共存を図ります。
- 地区の状況に応じた居住環境や操業環境を目指すため、地域の住民が建物の用途や高さの制限などを自らルール化できる地区計画の活用を推進します。

準工業地域における土地利用誘導イメージ



- ※高度地区：用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区
- ※地区計画：ゆとりある居住環境の実現など地区ごとにふさわしい良好なまちづくりを行うために住民の考えを取り入れて、街づくりの方針やその方針に沿った建築物などの用途や形態の制限、緑化、道路などの配置などについてきめ細かなルールを定める制度
- ※特別用途地区：地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護などの、特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区
- ※用途地域：地域にあった環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるように、地域ごとの将来像に合わせて市街地を12種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（容積率、建ぺい率など）などの制限を定めるもの

3-2 道路・交通の方針

荒川区の市街地を縦横に走る道路は、人流・物流を担う交通機能とともに、災害時における避難路や延焼遮断帯としての防災空間の機能を備えています。その整備に当たっては、バリアフリーに配慮することや自転車と歩行者がともに安全に通行できること、歩いて快適な景観であることなども求められています。

区では、利便性や防災性の向上のための都市計画道路や細街路の拡幅などの着実な整備、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路空間の整備を推進するとともに、区内の拠点や軸、地域資源などを結ぶ道路ネットワークの形成を目指し、回遊性の向上にも取り組んでいきます。

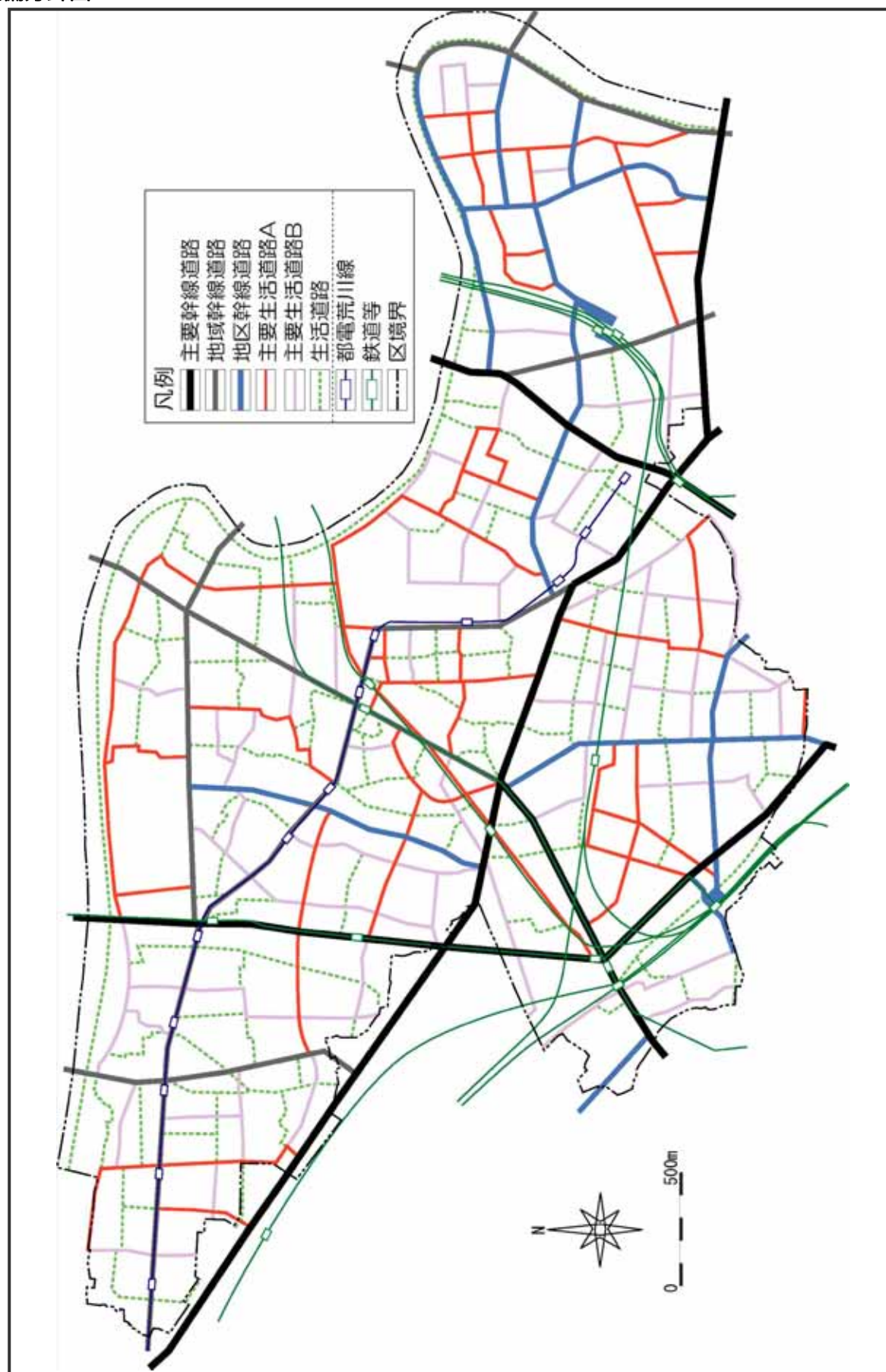
交通面では、快適な移動のための公共交通機関を中心とする更なる利便性の向上や乗り換えの機能性の充実化を目指していきます。

あわせて、今日の高齢社会や地球温暖化問題への対応を視野に入れ、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化などユニバーサルデザインの理念や地球環境に配慮した道路・交通の整備にかかわる取組を推進します。

<1> 街の骨格となる道路体系を構築します

- 整備中及び未整備の都市計画道路の整備を確実に推進することで、区内の基本的な骨格としての幹線道路網を構築し、円滑な交通体系を確立します。
- 都市計画道路などの幹線道路における歩道及び緑地の整備により、だれもが安心して快適に歩行できる空間の形成を図ります。
- 木造密集市街地における主要生活道路の整備を、地区計画制度の活用などにより進めるとともに、細街路の拡幅整備を引き続き実施し、市街地における住環境の向上と防災性の向上を促進します。
- 広域避難場所への避難道路沿道における建物についての適正な高さを確保し、不燃化・耐震化を推進することにより、延焼遮断帯の形成を促進します。

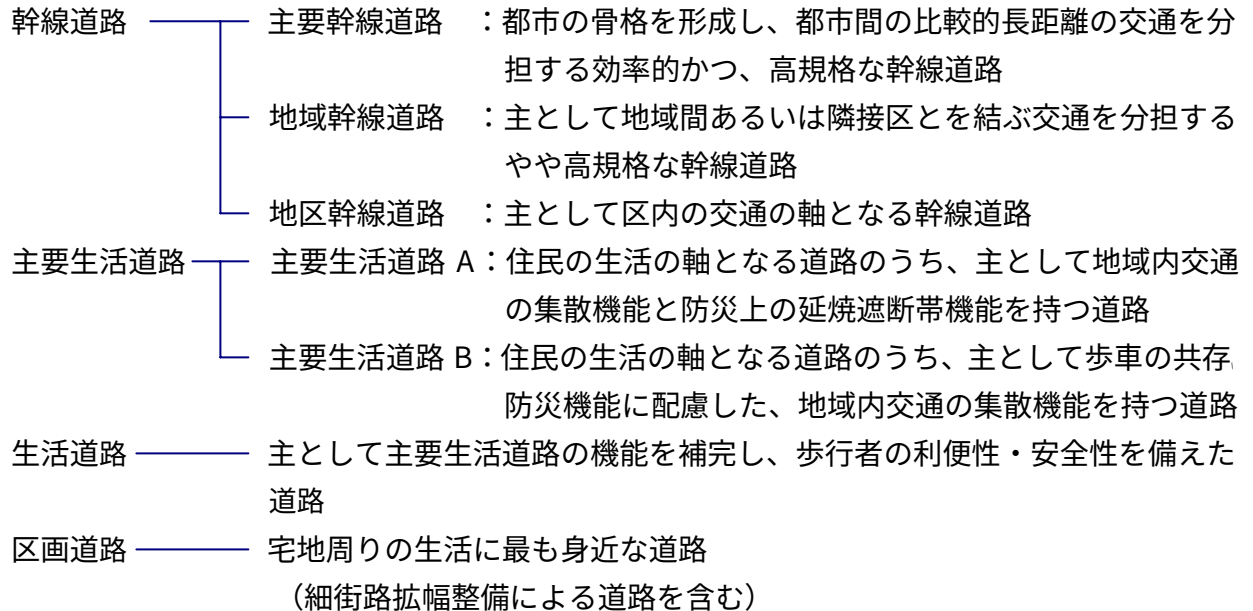
道路整備方針図



道路体系の構成

都市としての道路配置は、人口密度や市街地面積を考慮して幹線道路の間隔を設定し、区画が徐々に小さくなるに従い、道路幅員の小さい道路を配置するという考え方が基本となっています。

区では、以下のような道路の分類により、道路整備を推進します。



主要生活道路の配置方針

道路 配置	分類	A	B
	標準幅員（原則）	12.0m ～ 6.0m	
	配置間隔（原則）	500m（※300m）	250m
交通 機能	地区集散機能（相互交通）	◎	○
	公共交通機関の通行	○	△
	歩行者空間・環境の形成	○（分離）	△（共存）
	駅・主要施設への動線	○	△
	学校・バス停・公園などへの歩行者動線	○	○
防災 機能	緊急車両の通行	○	○
	一時集合場所への誘導	○	○
	避難路への誘導	○	○
	延焼遮断機能	◎	○

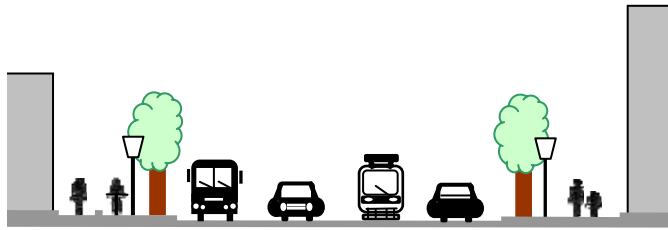
※は：商業地の場合は 300m

◎：主要生活道路に期待される機能として最も重視する事項

○：主要生活道路の基本的機能として備えるべき事項

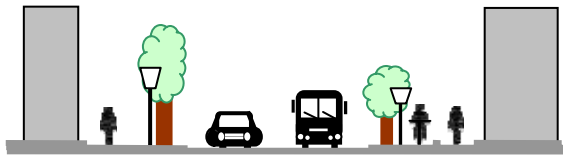
△：地域特性や道路ネットワークの状況から判断して適宜機能を備えることが望まれる事項

道路体系別道路整備イメージとその特徴



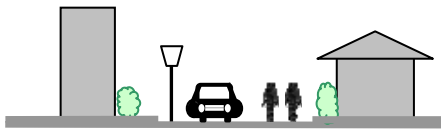
< 幹線道路 >

自動車やバスなどの走行空間と歩道の設置により歩行空間を確保する。
街路樹などによる緑化や電線類の地中化の推進、建物低層部分における商業施設の配置を奨励し、にぎわい空間を創出する。
(幅員およそ 14m 以上)



< 主要生活道路 >

原則として、歩道などの設置により歩行者と自動車とを分離し、歩行者の安全を確保する。
歩道では街路樹や植込みを整備する。
(幅員およそ 6~12m)



< 生活道路 >

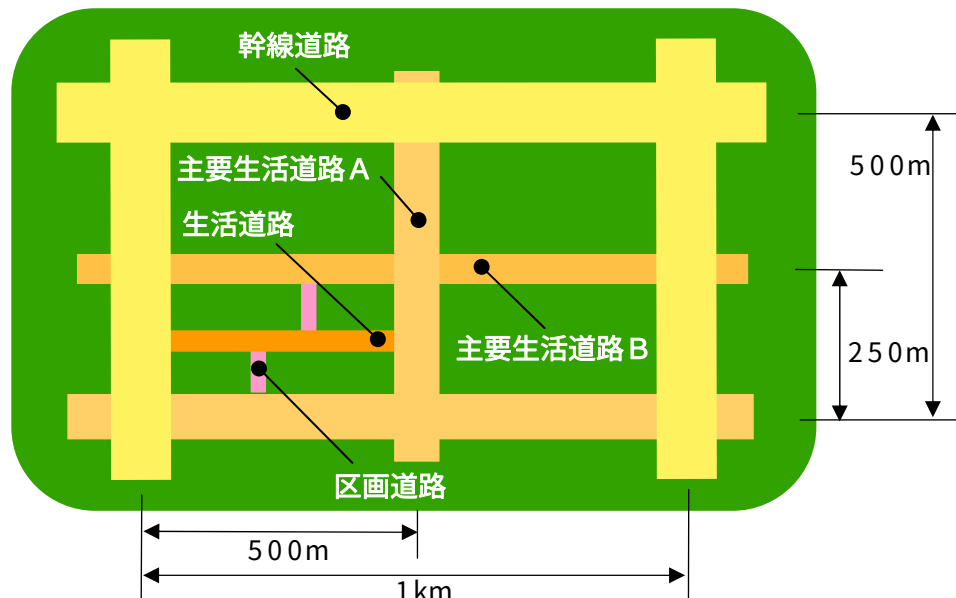
歩道を設置しないものの、自動車の速度制限などにより歩行者の安全を確保する。
沿道では街路樹や植込みのほか、道路に隣接して、生垣などによる緑化やグリーンスポットを整備する。
(幅員およそ 4~6m)



< 区画道路 >

可能な限り自動車交通を排除し、歩行者や自転車のための道路空間を確保する。
道路に隣接して、生垣や保護樹木、民家における接道部緑化を推進する。
(幅員 4m)

道路体系モデル図



道路整備イメージ



<2> 利便性や回遊性の高い街づくりを目指します

- 歩行者が安全かつ快適に通行できる道路ネットワークづくりに取り組むことで、利便性や回遊性の高い、歩いて暮らせる街づくりを目指します。
- 駅などの拠点や隅田川沿岸などの軸をはじめ、公共施設、商店街、公園、歴史・文化資源などをつなぐ幹線道路や主要生活道路、生活道路により道路ネットワークを構築します。
- 生活道路や区画道路の整備を進めるとともに、細街路の拡幅整備を引き続き実施し、市街地の住環境の向上と防災性の向上を促進します。
- 自転車と歩行者の安全性の向上を目指すとともに、地域間の交流や地域資源の有機的連携を図り、みどり豊かな街並みや景観に配慮した、歩いて楽しい街を目指します。

<3> 魅力ある道路空間の整備とともに、環境負荷の軽減にも配慮します

- 水辺、公園やオープンスペース、公共施設などと一体となった道路空間の整備を促進します。
- 緑化推進や景観形成などの施策と連携し、沿道の緑化や電線類の地中化などに配慮した道路空間の整備を促進します。
- 子どもや高齢者、障がい者をはじめ、だれもが街なかで安全に移動することができるように、バリアフリー化などユニバーサルデザインの理念に基づく整備を推進します。
- カーシェアリングの推進、公共交通の利用促進などによる自動車の利用抑制など、自動車に過度に依存しない環境交通を推進します。
- 自動車交通によって生じる排出ガスや騒音などの公害の低減を図ります。
- 透水性舗装や遮熱性舗装、保水性舗装などの推進により環境負荷の低減を図ります。

<4> 公共交通機関の有効活用により、利便性を向上させます

- 駅から街へ、街から駅へ無理なく移動できる交通手段の充実を図ります。
- バリアフリー新法に基づき、駅周辺のバリアフリー化を推進します。
- 公共交通機関に、だれもが利用しやすく、環境にやさしい車両・設備などの導入を働き掛けていきます。
- 駅周辺へのアプローチや乗り換えなどの円滑化のため、駅周辺における歩行者空間の整備を推進します。
- 交通需要に対応し、自動車駐車場・自転車駐車場、バス・タクシー乗り場などを含めた駅前広場の機能の充実を図ります。
- 日暮里駅と成田空港を結ぶ成田新高速鉄道線の整備を支援します。
- ＪＲ常磐線（快速）の東京駅乗り入れの実現に向けて働き掛けます。
- コミュニティバス「さくら」、「汐入さくら」などのバス路線網の充実を促進します。
- 隣接区や関係機関との連携による水上バス充実の要請や、水上バスと各種交通の連携により観光の視点も踏まえた街の魅力の向上を図ります。
- 区の東西交通の円滑化を図るため、都電延伸の可能性やコミュニティバスの路線拡大などの検討を行います。



◇コミュニティバス「さくら」◇

3-3 防災・防犯の方針

荒川区は、道路幅員が狭く建物が密集する地域が多く、また人口密度も高いことから、地震などの災害時に大きな被害が発生することが危惧されています。

区では、建物の防火性と耐震性の向上を促進し、建物の倒壊や延焼を防ぐことにより、安全に暮らせる市街地の整備を推進し、災害時における生命と財産の安全を確保します。

とりわけ木造密集市街地においては、道路、公園などの基盤整備や建て替え促進などの従来からの施策と併せて、住民が地域の特性に合わせて街づくりを進めることができる地区計画などを積極的に活用しながら、総合的な防災対策に取り組んでいきます。

また、だれもが安全・安心に暮らせる街の実現に向けては、共助の心を持った下町独自の地域コミュニティの人的資源を生かしながら、防災対策や防犯対策の充実した街づくりを推進していきます。

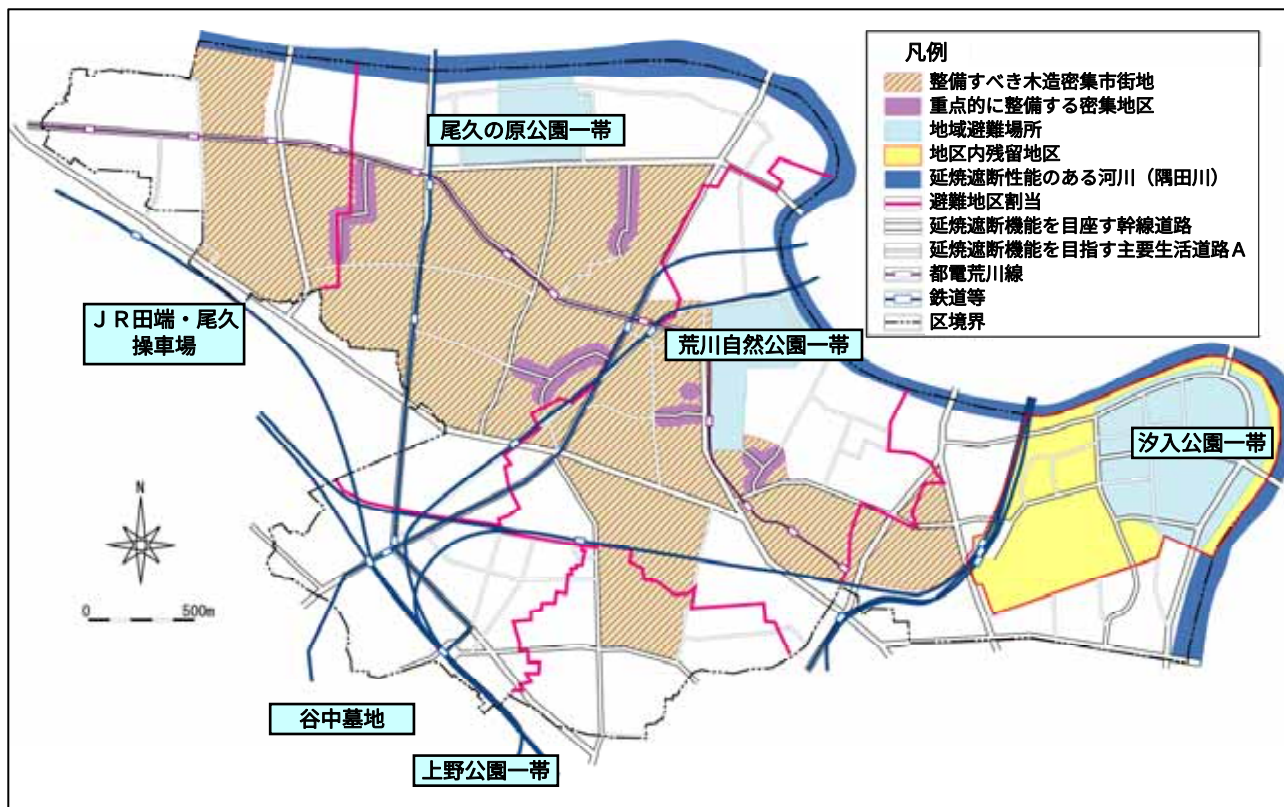
<1> 市街地の防災性を向上し、災害に強い街づくりを推進します

- 都立汐入公園一帯、荒川自然公園一帯、都立尾久の原公園一帯などの広域避難場所の周辺や、そこに至る避難路である幹線道路の沿道における建物の不燃化を促進することにより、延焼遮断帯を形成していきます。
- 生活道路の拡幅整備のほか、公園や防災広場、街なかにおける防災施設の整備を図ります。
- 公共施設や民間の大規模建築の整備に際し、防火水槽などの消防水利を適正に配置していきます。
- 災害時における水上交通施設の活用を視野に入れた防災機能の維持・向上を図ります。
- 被災後における迅速な都市復興や生活再建のために、復興計画の策定をはじめ、ライフラインの防災性を強化するとともに、住民とともに日常的な防災活動への取組を推進します。
- 建物敷地の雨水流出抑制、貯留施設や下水道施設の整備拡充による雨水対策などにより、総合的な都市型水害対策を推進するとともに、隅田川沿岸のスーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備における治水対策や地震対策の強化を推進します。



◇スーパー堤防◇

災害に強い街づくり方針図



※重点的に整備する密集地区では、主要生活道路整備、沿道建物の建て替え推進などを重点的かつ総合的に実施します（P.49 災害に強い街づくり概念図参照）。

<2>

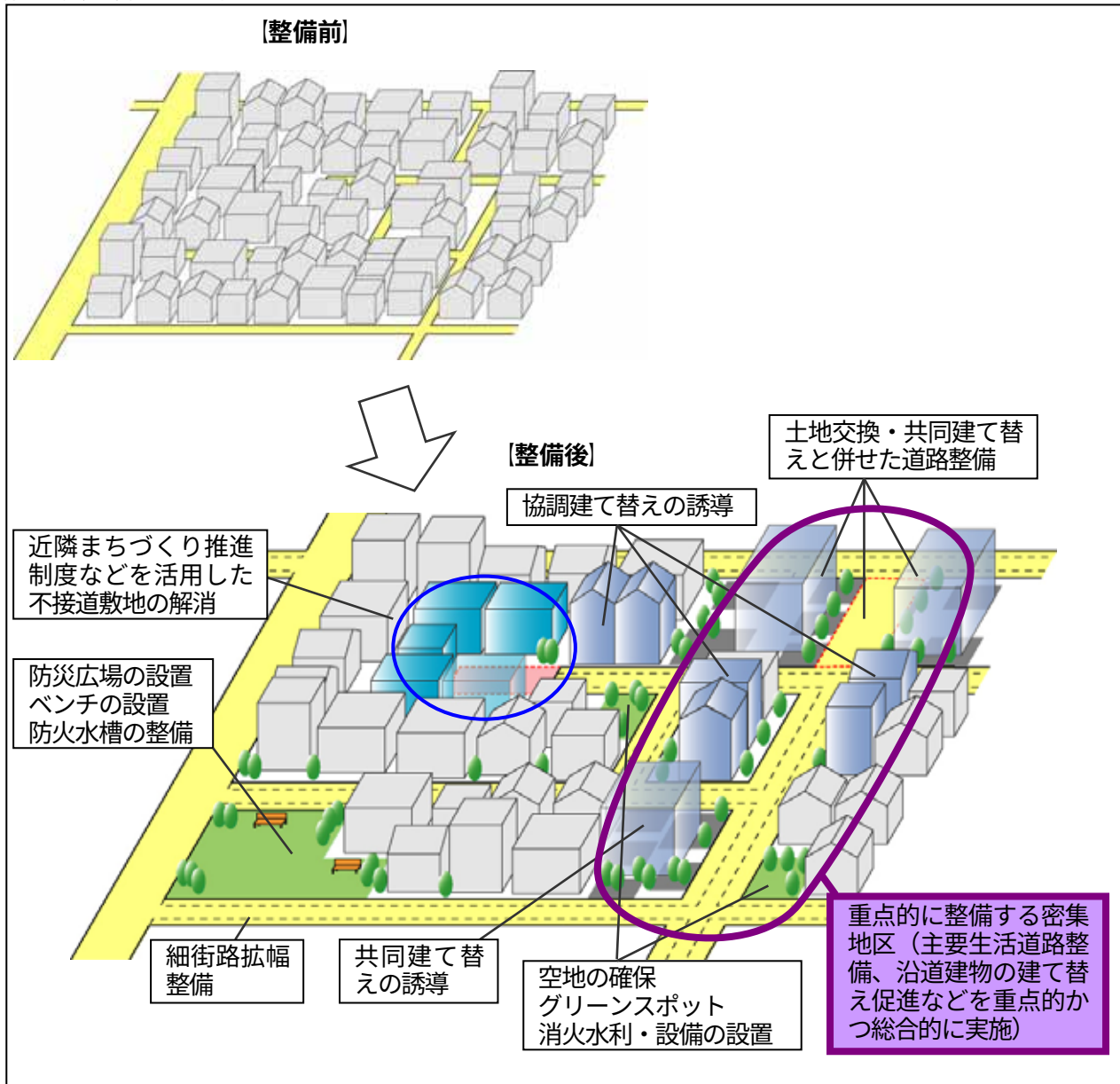
建物の不燃化・耐震化などの防災対策を促進し、安全・安心に暮らせる街をつくらします

- 市街地における公共施設や民間建物の不燃化を面的に推進、誘導するほか、避難路に面する建物の不燃化促進による延焼遮断帯を整備することにより、市街地全体の防災性能の向上を図ります。
- 荒川区耐震改修促進計画に基づき、区内建物の耐震化を促進し、建物倒壊による避難路への影響の防止など、区民の生命と財産の安全を確保します。
- 建物の不燃化や耐震化を促進するため、区による助成や NPO などによる相談対応などの支援の充実を図ります。
- 地震時における落下物や塀の倒壊を防止することにより、生命の安全と避難路の確保を図ります。
- 緑地・オープンスペースの確保、消防水利や防災施設の整備などによる防災対策を促進します。
- 防災知識の普及や災害時における防災対応行動力の向上を図るため、啓発活動や防災訓練などの多くの機会を通じて、防災意識の醸成と古くからある下町の共助の体制の充実化を図ります。

<3> 木造密集市街地の防災性の向上を積極的に推進します

- 木造密集市街地においては、生活道路の拡幅整備や公園・防災広場などのオープンスペース、防火水槽などの整備を推進するとともに、建物の不燃化や耐震化を促進します。
- 老朽建物の建て替え促進のほか、小規模な敷地や不接道敷地については、隣接する敷地との共同建て替えや同時期に建て替える協調建て替えなど、街づくり事業を誘導することにより、土地の有効利用や良好な市街地環境の形成を図ります。
- 防火水槽、地上置型消火水利、消火設備（小型可搬ポンプ、消火栓スタンドパイプなど）の計画的な設置や高齢者を支える地域コミュニティの形成などの総合的な取組を図ります。
- 福祉施策などを取り入れた区独自の新たな制度の創設や重点的に整備する密集地区の改善など、総合的かつ重点的な取組により、防災性、安全性の確保を図ります。
- 地区計画などの活用により、地域住民との協働によるきめ細かな街づくりに取り組みます。

災害に強い街づくり概念図



<4> 犯罪や事故を未然に防ぎ、だれもが安心して生活できる街づくりを進めます

- 建物や公園、道路などの構造や配置に配慮し、死角のない見通しの良い施設整備を推進します。
- 暗がりや段差のある箇所の改善、視認性の確保、施設・整備の点検整備など、犯罪や事故を未然に防ぐための街づくりに配慮した都市施設の整備を推進していきます。
- 建物を建築する際には、犯罪や事故が起きにくい構造の採用や設備などの設置、居住者の安全を確保するための防犯対策の確立など、民間事業者への指導・誘導を推進します。
- 防犯に対する意識啓発のため、防犯にかかわる情報提供や地域主体による防犯活動の促進により、地域のコミュニティ活動の活性化を支援していきます。



◇安全安心パトロールカー◇



◇安全・安心ステーション◇

3-4 環境・みどりの方針

荒川区は、環境先進都市を目指して様々な施策を展開しています。今後は、都市部のモデルとなるよう、都市部特有の環境問題への対策を更に充実することとともに、CO₂削減など地球環境にも配慮した取組を、積極的かつ総合的に推進していきます。

また、人々が公園や緑地、街角などでみどりや自然とふれあう空間を創出することで、人々が集う魅力あふれる街づくりを進めるとともに、本区の貴重な自然資源である隅田川を生かして、防災性を向上させるばかりでなく、自然とふれあい、暮らしに安らぎを与える、魅力あふれる水辺空間づくりを進めていきます。

また、隅田川の水質浄化を進めるため、下水道対策、汚泥のしゅんせつなどにより、生物の生息できる環境整備に配慮した水質保全に努めていきます。

<1>

地球温暖化・ヒートアイランド対策を地域ぐるみで積極的に推進し、都市部における環境負荷の軽減のモデルとなる街づくりを進めます

- 環境に配慮した総合的な交通施策の導入・推進を図ります。
- 省資源・省エネルギー型の建物や設備の整備、再生可能なエネルギーの普及促進を図ります。
- 建設廃棄物などの抑制や再生可能な建設資材の活用を促進します。
- 太陽光発電や雨水利用など、自然の恵みを活用した設備機器の積極的な導入を促進します。
- 下水処理水の有効活用を推進します。
- 道路や公園、自動車駐車場などにおける透水性舗装や遮熱性舗装、保水性舗装などの普及を図ります。
- 屋根や外壁などへの遮熱性塗装などの普及を促進します。
- ヒートアイランド対策として、隅田川から川風を取り入れた都市づくりを推進するため、大規模開発などにおける建築物、空地、敷地内通路などの良好な配置の誘導を図ります。
- 屋上緑化や生垣の設置、壁面緑化など、区民、企業、行政による総合的な緑化を推進します。
- 民間事業者の開発において、建築物の環境性能の向上やエネルギーの効率的な利用などへの取組を誘導していきます。

<2>

身近な暮らしの環境を守り、区民や事業者が快適な日常を送ることのできる街づくりを進めます

- 建設時などにおける低騒音・低振動の作業重機の使用を促進し、騒音・振動などの生活公害の防止を推進します。
- 生活排水や雨水の適正な処理を更に徹底し、悪臭や冠水の発生を未然に防止します。
- 環境保全融資などを活用して、住宅と工場が混在した地域における騒音・振動・悪臭防止対策を促進します。

<3> 荒川区を特徴付ける都市のみどりの骨格をつくとともに、地域のみどりの中心となる身近な公園、児童遊園などの整備を推進します

- みどりの拠点となる大規模公園の整備・拡充を図るとともに、区民だけでなく、区外からの来訪者にも広く親しまれる特徴的な区の顔となるみどりの名所を配置していきます。
- 都電荒川線沿線のバラの植栽を推進するとともに、軌道敷の緑化の促進を図り、うるおいのある美しい景観を形成します。
- 日暮里の台地上に残る寺社などの歴史的な資源と一体となった豊かなみどりを保全し、充実を図ります。
- 隅田川沿岸のスーパー堤防や緩傾斜型堤防、水辺テラスの整備を促進し、区を縁取るみどりの骨格を形成します。
- 都市計画道路などにおける街路樹や植樹帯の整備を促進し、並木網を形成します。
- 憩いとうるおいをもたらす身近な公園や児童遊園を、区全体に配置のバランスがとれるよう整備するとともに、バリアフリー化や安全・安心の確保などを図るため、改修を進めます。
- 大規模な開発計画において、質の高い緑化空間の形成を推進します。
- 公園、児童遊園の機能を補完するための地域のみどりとして、グリーンスポットなどの整備を促進し、民間開発事業に対し、公園・児童遊園やグリーンスポット及びみどりのオープンスペースなどの設置を誘導します。
- 公園などの整備目標として、当面は区民一人当たり 3 m²の確保を目指し、将来的には一人当たり 5 m²以上の水準を目指します。

<4> 地域の隅々にみどりを広げていくため、きめ細かなみどりを守り、育てていきます

- 学校や公共施設において、特徴のあるみどりづくりを積極的に進めるとともに、鉄道、軌道敷などの緑化を促進し、魅力のあるみどり豊かな施設づくりを目指します。
- 歴史的な寺社のみどりや保護すべきものとして指定している樹木・樹林・生垣など、地域に親しまれている今ある貴重なみどりの保全を推進します。
- 生垣、壁面緑化などの促進や玄関先の小さなスペースを生かした地先園芸などにより、緑視効果の高い接道部でのみどりの充実を図ります。
- 民間事業者の開発など、民有地の緑化を増進するため、地上部や屋上などの緑化指導を充実していきます。
- 区民主体の街なか花壇づくりなど、街にうるおいや四季の変化を与える花による緑化を推進します。
- 地域の特性に応じたみどりづくりの方向を明らかにするとともに、みどりの協定や緑化地域制度などの様々な手法の導入を検討し、あらゆる空間にみどりを確保することを推進します。
- 特色のある公園・児童遊園の整備、花のスポットづくり、それらを巡る散歩道の整備など、区民が身近に感じることができる日常生活レベルでのみどりの名所をつくります。



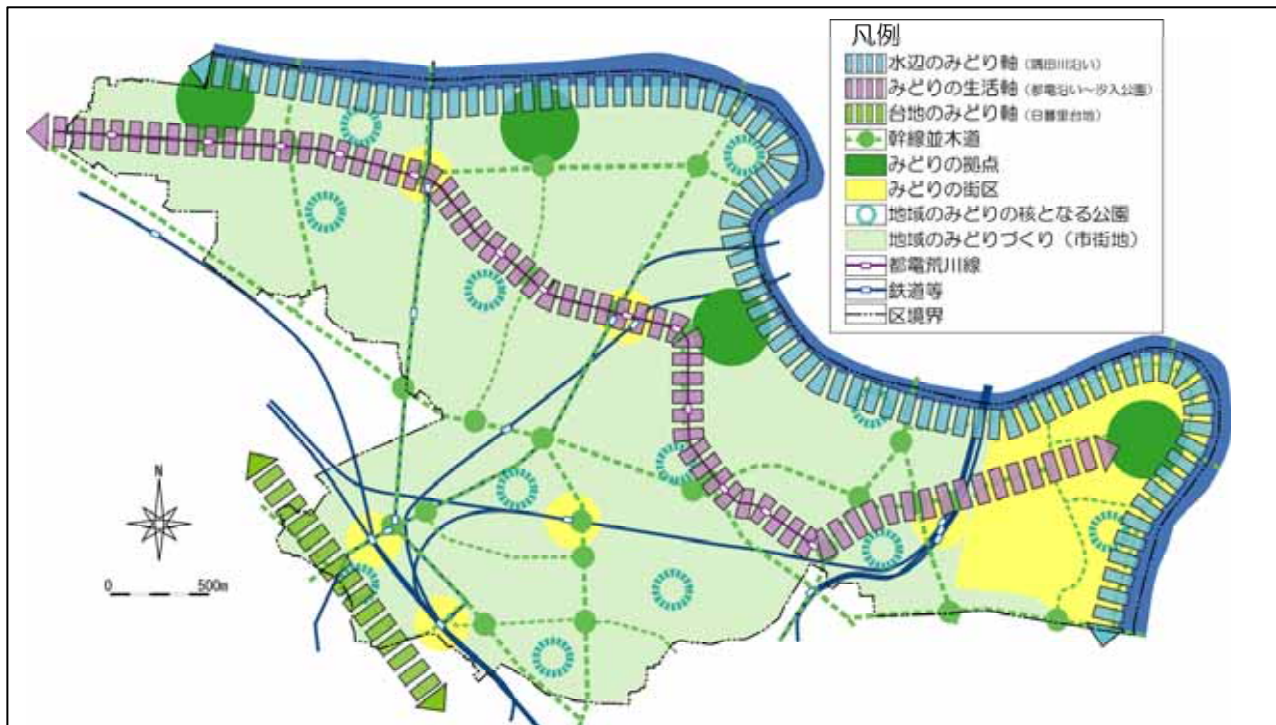
◇街なか花壇◇

<5>

隅田川の沿岸整備として、水辺を楽しめる空間の充実を図るとともに、治水対策など防災機能の向上を図ります

- 隅田川のスーパー堤防又は緩傾斜型堤防や大規模な公園などの立地特性や歴史・文化資源、土地利用の状況などの地域特性に応じて、多様な手法による緑化を図り、地域の個性をはぐくみます。
- 隅田川のスーパー堤防又は緩傾斜型堤防整備により、防災避難上及び治水上の安全性を確保するとともに、水辺テラスなどの整備を推進します。
- 水辺と公園やオープンスペース、市街地との連続性を踏まえ、一体的な水辺空間の整備を図ります。
- 水辺の公共用地や民間の大規模敷地などにおける土地利用転換に際して、魅力ある水辺空間を形成します。
- 水辺を取り込んだうるおいのある散歩道のネットワーク化を推進します。

公園緑地整備方針図



水辺のみどり軸（隅田川沿い）：隅田川沿岸のスーパー堤防や緩傾斜型堤防、テラスの整備を促進し、区を縁取る水とみどりの軸を形成する地区

みどりの生活軸（都電荒川線沿線～都立汐入公園）：

都電荒川線沿いの花とみどりの更なる充実を目指す地区

台地のみどり軸（日暮里台地）：寺社などの歴史的資源と一体となった豊かなみどりを保全する地区

幹線並木道：

都市計画道路などに並木網を巡らせることで快適な都市景観を形成する地区

みどりの拠点：

広域的なみどりの拠点としての整備・拡充を推進する公園

みどりの街区：

計画的な整備が行われる区域や駅周辺において、みどりの街並み形成を推進する地区

地域のみどりの核となる公園：土地利用転換時などに地域のみどりの核としての整備を推進する中規模公園

地域のみどりづくり（市街地）：公園・児童遊園やグリーンスポット及びみどりのオープンスペースなどの設置を通じて身近なみどりの充実を推進する地区

3-5 景観・文化の方針

荒川区は、隅田川を中心としたみどりあふれる水辺空間や街なかを走りぬける都電荒川線とバラの風景、下町的な情緒のある市街地の景観、荒川自然公園やあらかわ遊園などの大規模公園のみどりと憩いのある空間など、区の財産ともいえる貴重な景観を有しています。また、国の重要有形文化財である旧三河島污水処分場^{ポンプ}唧筒場施設、古刹^{こさつ}や古社、石仏・板碑・庚申塔などの石造物、文学碑や記念碑などの文化財が多数存在しています。

私たちは、これらの景観や文化を区民共通の財産として次世代に引き継ぐために、それらの保全をはじめ、周辺との一体化や回遊性を高めることによる有機的な結び付けにより、一層魅力あるものとしていく必要があります。

区では、景観形成方針を定めて、こうした景観や文化の保全と充実を図るとともに、街並みや道路、駅周辺などにおける新たな景観の創造を目指すことで、多くの区民が景観を楽しみ文化にふれることのできる街づくりを推進します。

<1>

隅田川沿岸や都電荒川線などの軸周辺をはじめ、区内全域における魅力ある景観やうるおいを感じる空間の創出を図ります

- 「暮らしと街並みの軸」である都電荒川線沿線の街並みでは、「暮らしの景観軸」として路面電車の良さを生かし、みどりにあふれ統一感のある景観形成を推進します。
- 「ふれあいと憩いの軸」である隅田川沿岸では、「水辺の景観軸」として開放感があり水辺に親しめる、みどり豊かな景観形成を推進します。
- 「台地と歴史の軸」である日暮里台地では、「台地の景観軸」として特徴的な地形と寺町としての地域の歴史を生かし、みどり豊かで落ち着いた雰囲気と秩序のある市街地の景観形成を推進します。
- 補助108号線（旧日光道中：コツ通り）沿い及び放射12号線（日光街道）沿いでは、「歴史軸」として寺社や宿場跡などの歴史的な景観資源を生かした景観形成を推進します。
- 各軸の景観の整備において、あらかわ遊園などの大規模公園、駅周辺の施設、古刹^{こさつ}や古社など、地域の資源を景観の一部として取り込み、回遊性のある一体的な景観形成を推進します。
- 区内の街路樹、寺社、文化財、歴史的建造物などの地域資源については、周辺環境と一体となった景観の向上を目指し、区民や訪問者が快適に過ごせる空間の整備を推進します。
- 区内全域において、道路や建物、鉄道高架、広告物などの景観を、良好かつ秩序あるものとするため、景観形成の方針を定め、市街地の景観の向上を目指します。

<2> 公共空間における景観整備を推進し、調和のとれた市街地景観を形成します

- 公共建物や道路、公園の整備に当たっては、みどりあふれる良好な景観とすることにより、周囲と一体となった地域の景観の向上を目指します。
- 市街地再開発事業や大規模開発などに当たっては、既成市街地と調和した魅力ある景観形成を推進します。
- 幹線道路などにおいては、緑化や歩道の整備、電線類の地中化など、沿道景観の整備に取り組みます。
- 商店街などの身近な生活空間の整備については、個性を生かしながら一体感のある街並みの形成を誘導します。
- 建物や広告物などの高さや色彩・意匠の制限などにより、調和のとれた秩序ある都市景観の形成を推進します。
- 鉄道高架においては、周辺と調和した景観形成を推進します。
- 駅周辺における自転車の放置や幹線道路における駐車を抑制することにより、市街地景観の向上を推進します。

<3> 区民や事業者などとの協働により、荒川区にふさわしい景観づくりに取り組みます

- 区民、事業者及び NPO との協働による景観づくりを実現するため、荒川区の景観形成方針を策定するとともに、総合的な施策に取り組みます。
- 地域住民が自ら取り組む建物の高さや位置の制限、みどりの保全や緑化の推進などにおいて、住民組織の位置付けや区の支援などに関する事項を定めることにより、区民主体の景観づくりを推進します。
- 民間による開発における建物の高さや形状、配置及び緑化、道路整備などに関する景観への配慮について、事業者に対する適正な規制や誘導により、地域の景観の保全、向上を推進します。
- 地域住民などによる街づくりに対する関心や取組状況、市街地の整備状況など、地域の特性に合わせた景観形成を図ります。
- 普及・啓発により地域住民の景観形成に対する意識の向上を図るとともに、地域住民が自ら取り組む景観形成に支援などを行います。
- 富士見坂から見る富士山や隅田川のスーパー堤防と一体となったあらかわ遊園及び都立汐入公園などの、荒川区の大切な景観資源の眺望景観の維持、保全に取り組みます。

景観形成方針図



水辺の景観軸【隅田川沿い】： 隅田川と調和した景観形成を推進する地区

暮らしの景観軸【都電荒川線沿線～都立汐入公園】：

都電荒川線を生かした荒川区の特色ある景観形成を推進する地区

台地の景観軸【日暮里台地】： 台地の豊かな自然と歴史的・文化的景観資源を生かした景観形成を推進する地区

歴史軸【補助108号線（旧日光道中：コツ通り）沿い及び放射12号線（日光街道）沿い】：

寺社や宿場跡などの歴史的な景観資源を生かした景観形成を推進する地区（道路名称についてはP.16 参照）

鉄道等・駅： 多くの人々を迎え入れる区の玄関口としてふさわしい良好な景観形成を推進する地区

幹線道路： 電線類の地中化、街路樹などによる緑化による良好な景観形成を推進する地区

寺社などの歴史的建造物： 周辺と一体となった適切な保全と景観形成を推進する地点

大規模公園： 周辺と一体となった適切な保全・活用と景観形成を推進する地点

眺望点： 良好な眺望の保全のため近辺における高層建物の規制が望まれる地点

一般市街地の街並み： 商店街や住宅地など地域の特性に合わせた適切な景観形成を推進する地区

荒川区の景観資源と景観形成方針（例）

景観資源	構造	景観形成方針（例）
水辺の景観軸 【隅田川沿い】	軸	・隅田川と調和した街並み景観の形成 ・水辺空間と連続性のある景観の形成 ・歴史的・文化的景観資源を生かした景観の形成 ・人と水辺が接する環境の整備
暮らしの景観軸 【都電荒川線沿線～都立汐入公園】	軸	・都電沿線における軌道敷、道路、家並みやみどりを軸とした景観の形成 ・都電三ノ輪橋駅から都立汐入公園への連続性のある景観の形成
台地の景観軸 【日暮里台地】	軸	・点在する歴史的・文化的資源のネットワーク化 ・歴史的・文化的景観資源やみどりを生かした街並み景観の形成
歴史軸 【補助108号線（旧日光道中：コツ通り）沿い及び放射12号線（日光街道）沿い】	軸	・点在する歴史的景観資源のネットワーク化 ・歴史的景観資源を生かした街並み景観の形成 ・高架構造物の周辺と調和した景観づくり
鉄道等・駅	線 ・点	・駅前再開発による新たな魅力の創出 ・景観阻害要因の改善（屋外広告物規制、放置自転車撤去など）
幹線道路	線	・電線類の地中化 ・街路樹などによる緑化
寺社などの歴史的建造物	点	・歴史的建物の保全 ・歴史的景観資源を生かした街並み景観の形成
大規模公園	点	・周辺の緑化や街路樹などによるみどりのネットワーク化 ・大規模公園や緑地を生かした景観の形成 ・みどりと花を生かした街並み景観の形成
眺望点 【富士見坂(ダイヤモンド富士)、あらかわ遊園、都立汐入公園など】	点	・眺望点近辺における高層建物の規制（高さ、色彩、形態意匠など） ・隣接区との連携
一般市街地の街並み	線 又は 面	・家並みの景観づくり ・商店街のにぎわいある景観の形成 ・路地空間の演出（外構の緑化や形態意匠規制など）

3-6 産業・観光の方針

荒川区は、住宅と商業や工業が共存する昔ながらの暮らしが根付く街として市街地が形成されてきました。しかし、近年、経済構造の変化や経営者の高齢化、後継者の不足などにより商店や工場の減少化が進み、地元商店の在り方や地場産業・伝統的産業の存続などの問題が生じています。

区では、商店街の活性化のため、駅周辺の商業機能の集積やにぎわいのある快適な空間の整備に取り組んでいくとともに、地域の人々が主体となって家並みなどの改善に取り組める地区計画などの活用を推進します。また、産業の面では、住環境との調和に配慮しつつ、工場などの操業が継続できるための環境整備を目指します。

本区は、こうした下町気質の地域コミュニティや伝統産業のほかに、都電荒川線、隅田川、日暮里台地や歴史・文化資源など、多数の地域資源を有しています。そのため、充実した公共交通網を生かして、観光などで多くの人々が集う、活力とにぎわいのある街づくりを推進します。

<1> 商業機能の充実により、便利でにぎわいのある街づくりを推進します

- 駅周辺や幹線道路沿いの商業施設や商店街などにおいて、商業の振興とその連続性、回遊性、地域とのつながりなどに配慮した土地利用の誘導を図ります。
- 駅周辺において、業務・商業施設の集積や自動車駐車場・自転車駐車場の設置など、拠点としての機能の充実を図り、多くの人々が訪れるにぎわいのある快適な空間の整備を推進します。
- 地域に密着した商店街では、街路の整備やその周辺の景観形成、公園やオープンスペースとの連続性の確保などにより、人々の滞留・交流機能の向上を図ります。
- 地域の人々が、地域の特色や現状に合わせて、店舗の配置の秩序付けや景観の統一化などについて、自らルールづくりを行うことのできる地区計画の策定を支援します。
- 地域の人々のふれあいを創出する催しなどに利用できる施設や空間の整備を図ります。
- 意欲ある商店街の振興、都電荒川線や公園などの観光資源の活用により、商業の活性化を図っていきます。

<2> 工場などの操業環境を維持することにより、活力ある産業基盤の形成を図ります

- 産業振興や新たな産業への対応及び住宅との共存などに配慮した土地利用の誘導を図ります。
- 産業振興の基盤となる道路など、都市施設の整備を図ります。
- 産業系用途の維持・増進を図るべき地区では、土地利用の実態や動向に対応して重点的な基盤整備を推進します。
- 工場に隣接して建設されるマンションなどについて、住宅建設事業者への事前調整・指導により、住宅と工場の共存を図ります。
- 街づくり活動や観光などとの連携により、多くの人々が地場産業や伝統産業にふれることのできる機会や空間の創出を目指します。

<3> 地域資源を生かしはぐくむことにより、多くの人々が集う街づくりを推進します

- 多様な都市機能の中心である「広域拠点」や区民生活の中心である「生活拠点」における駅周辺や幹線沿道などでは、商業機能の集積や駅前広場の整備などにより、人々が集うにぎわいのある街を目指します。
- 都電荒川線を中心とした「暮らしと街並みの軸」や隅田川沿岸の「ふれあいと憩いの軸」、日暮里台地の「台地と歴史の軸」における道路、街並みなどは、景観形成や緑化などにより、人々が集う魅力ある街を目指します。
- 骨格となる「広域拠点」や「生活拠点」及び「軸」と、商店街や公園、歴史的史跡などの多様な地域資源を結ぶ道路ネットワークの形成により、人々が景観や買い物や歴史を楽しめる街を目指します。
- あらかわ遊園や荒川自然公園、旧三河島污水処^{ポンプ}分場唧筒場施設（国の指定重要有形文化財）及び地場産業・伝統的産業や歴史・文化資源などをだれもが訪れやすくするため、道路・交通網の充実やサインの整備により、観光の視点に配慮した街づくりを推進します。
- 地域の観光資源である地場産業・伝統的産業や地域の歴史・文化資源などとの連携による相乗効果などにより、観光資源の魅力の向上を図ります。



◇あらかわ遊園◇

◇旧三河島污水処^{ポンプ}分場唧筒場施設◇

にぎわい街づくり方針図



※地域の固有資源（身近な商店街、都電荒川線、鉄道等駅、寺社などの歴史的建造物・史跡、大規模公園など）の連携などによる魅力向上を図り、観光の視点に配慮した街づくりを推進します。

3-7 住宅・住環境の方針

荒川区は、木造住宅が立ち並ぶ下町的な街並みやそこではぐくまれた地域コミュニティによる情感豊かな暮らしをその特色としてきました。近年、商工業の土地利用転換などによる高層マンションが増加していますが、この特色を継承しながら、安全で快適な住環境の整備を目指します。

また、幅広い年齢層や多様な世帯構成に対応した良質な住宅供給の促進、だれもが安心して住み続けられる住宅施策の推進などを図ります。

<1> 安全で安心して暮らせる住環境の整備を推進します

- 幹線道路沿道の延焼遮断帯の形成や木造密集市街地の改善、建物の不燃化の促進などによる総合的な防災まちづくりを推進します。
- 細街路の拡幅整備や不接道宅地の解消及び公園や防災広場の設置などにより、安全で快適な住環境の整備を推進します。
- 新たな防火・耐震技術の活用による既存の木造住宅の改修により、市街地の防火性、耐震性の向上を促進します。
- バリアフリー化などユニバーサルデザインの理念に基づく街づくりの推進により、円滑な移動や施設利用に関する施策を総合的に進め、だれもが安全・安心で快適に活動・移動できる街の形成を目指します。
- 暗がりの解消や建物配置の工夫などによる防犯性の向上、住宅防犯設備などの普及啓発の促進により、防犯に配慮した住環境の整備を促進します。

<2> 自然環境や周辺の街並みとの調和により、良好な住環境を形成します

- 都電荒川線沿線、隅田川沿岸、日暮里の台地などでは、みどりや地域の特性を生かした住環境の保全・育成を図ります。
- 荒川区の特徴である、住宅と商業や工業の共存による良好な地域コミュニティや下町的な街並みを継承しつつ、安全で快適な住環境の形成を図ります
- 低層市街地の住環境と街並みの保全を図るため、建物高さの秩序付けを推進します。
- 隅田川沿岸の水辺空間の整備や幹線道路の街路樹や植樹帯及び公園の整備などにより、うるおいのある住環境づくりを推進します。
- 大規模建築に対する周囲への景観の配慮や緑化の指導により、良好な景観の保全やうるおいのある市街地の形成を推進します。
- 地域特性に応じた街並みの整備や住環境の形成にきめ細かく対応するため、地区計画などによる地域住民主体の街づくりを推進します。

<3> 多様な世代が地域の中で住み続けられる住環境づくりを推進します

- キッズスペース設置や親世帯との近居への誘導など子育て世代の定住化と子育てに適した住環境の整備を図ります。
- 公営住宅等の情報提供など世帯の規模や年齢構成に対応した住まいづくりを支援します。
- 賃貸住宅への入居の円滑化など、高齢者や障害者が地域に住み続けられる住環境の整備を推進します。
- 外国人や多世代との交流、地域住民やNPOとの連携など、地域で暮らしをともにする住民同士の協働による住環境づくりを推進します。

<4> 質の高い住宅の確保を推進します

- 民間事業者への適正な指導、誘導により、宅地開発やマンション建設における質の高い住宅の供給を促します。
- マンション管理に関する正しい知識を普及するとともに、適切な修繕や良好な維持管理を支援することにより、良質な住宅の維持と将来のスラム化を防止します。
- 建物の長寿命化や環境共生住宅の普及など、地球環境に配慮した住まいづくりを推進します。
- だれもが暮らしやすいバリアフリー化などのユニバーサルデザインの理念を取り入れた建物の整備や住環境の形成を図ります。
- シックハウス対策・アスベスト対策などにより、健康に配慮した建物の普及を推進します。
- 既存の空き家・空き室の有効活用を推進します。

良好な住宅・住環境形成のための街づくり概念図

